

2026-2027 年度 学校用務員部会運動方針（案）

1. 取り巻く情勢変化に伴う課題について

2020 年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を一変させ、学校生活にも大きな影響を与えました。しかし、2023 年 5 月より、感染症法上の位置づけが 5 類へと移行したことにより、徐々にコロナ禍以前の社会生活に戻りつつあります。

一方、学校現場を取り巻く状況は、児童生徒が安全・安心で楽しく学べる環境づくりにおいて学校用務員が果たす役割は極めて重要です。

そのような中、近年頻発する自然災害への対応やより充実した避難所運営が求められています。しかし、避難所に指定されている公立小中学校において築 25 年以上が経過した施設が全体の約 8 割になるなど、安全面の観点から大きな不安を抱えています。

また、IT 技術を活用し、学校の安全・安心な教育環境の充実に寄与するとともに、多様化する市民ニーズに対応しながらより効率的な業務遂行が求められています。あわせて、外国籍や宗教をはじめ、児童生徒の多様化により、施設の保安のみならず、教育体制の意欲を担うことが求められています。

これまで以上に、公共に求められるニーズが多様化・複雑化する状況において現場からの取り組みが重要です。こうした情勢の変化や定年引き上げに伴う課題をはじめ、人員配置や労働安全衛生の確立、さらに民間業務委託後の業務検証を重要視しながら、不備があれば、「再公営化」も視野にあらゆる課題解決にむけ取り組みを進めます。

2. 学校の安全対策に関する取り組み

学校管理下で発生する事故や犯罪については減少傾向であるものの、安全性が求められる学校現場で事件や事故が**発生しているため**、児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難い状況です。事故や犯罪を未然に防ぐ対策は、喫緊かつ重要な課題となることから、各現場実態に応じた対策を講じることが求められます。その対策の一つとして、学校施設を熟知している学校用務員が持つ技術・技能・経験を活用し、学校を児童生徒**等**にとって安全かつ安心に生活できる場とするため、教職員・保護者・地域と連携しながら学校安全計画の策定・実施に積極的に参画します。

<中央本部>

- ・学校保健安全法 27 条を踏まえた、学校施設・設備の安全点検等における先進的な単組事例の情報を収集し発信していきます。
- ・全ての児童生徒等が安心して学校に登校できる環境づくりにむけ、全国の実態に

ついて情報共有し、課題解決にむけ国会省庁対策に取り組みます。

- ・学校用務員が学校安全対策に従事する者として位置づけられるよう、国会省庁対策を進めます。

<県本部・単組>

- ・学校職員の一員として日頃より安全・衛生管理を行っている学校用務員が、事故の要因や危険の早期発見、不審者対応などを率先し、他の職員や地域との連携をはかります。
- ・外国人の児童生徒等が理解しやすい表示（看板）等の設置に向け取り組みます。
- ・全ての児童生徒等が安全で安心な登校にむけ、見守り活動や点字ブロックの設置など現場実態に応じた取り組みを進めます。

3. 配置基準の策定と直営堅持の取り組み

学校教育法第 37 条では「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなくてはならない」②「小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる」と明記されているが故に、学校用務員は置くことのできる職員として、各自治体の判断で配置されているため、配置されていない自治体も存在しているのが実態です。

児童や生徒に携わり、学校施設・環境整備・学校行事への参画等を担っている学校用務員の未配置校が増えている中、教育基本法の大原則である教育の機会均等の原則を踏まえ、国ならびに設置者である自治体の責任において最低限の配置基準の策定を求めていかななくてはなりません。また、学校用務員の委託については、現場での迅速な対応が困難であり、また偽装請負となる恐れもあることから、自治体で雇用される職員配置を基本に取り組みを進めていくことが重要です。

<中央本部>

- ・学校教育法 37 条の「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなくてはならないに「学校用務員」を明記するよう省庁・国会対策に取り組みます。

- ・学校用務員の必要性について議論し単独交渉で資する情報を発信します。
 - ・トップランナー方式による算定基準の検証・分析し、必要な人員配置にむけ、省庁・国会対策を取り組みます。
 - ・包括的業務委託における偽装請負等の恐れがあることから、教職員の関係団体と連携し各省庁対策に取り組みます。
 - ・避難所指定の学校が多いことから、学校用務員の災害時における役割・重要性の明確にするため、担当省庁対策に取り組みます。

<県本部・単組>

- ・技術や技能の継承などを踏まえ、必要な人員確保にむけ取り組みます。
- ・包括的業務委託における偽装請負等が見受けられる際は、当局に違法性を質し、法令順守にむけ取り組みます。

・学校用務員の業務内容が地域住民からの支持・理解されるよう、様々な機会（防災訓練、市民祭り等）を通じて情報発信し、住民アピール行動の取り組みを強化します。

・同じ職場で働く会計年度任用職員の処遇改善・組織化にむけ取り組みます。

・災害時における各都道府県、各自治体災害マニュアルを点検し、災害時における学校避難所運営員として学校用務員を明記させる取り組みを進めます。

4. 防災拠点としての学校と用務員の役割の発揮の取り組み

近年、気候変動等の影響により、大地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、自然災害が多様化・頻発化・激甚化しており、学校施設では、災害発生時における避難所としての防災機能の強化がこれまで以上に求められています。

災害時の避難所に必要とされるものは、施設などのハード面のみならず、運用していく人員などソフト面の充実も必要不可欠です。私たちは、**教職員・保護者**だけでなく地域ボランティア等と日頃から連携し、学校用務員が自治体職員として避難者の救護活動や避難所と行政とのパイプ役になるなど、その中心的役割を担うことが可能です。**業務継続計画の充実をはじめ、災害時における学校用務員の役割の明確化を**など、平時から**各市町村・学校と確認をして、危機管理マニュアルを把握**し、防災に関する施設や設備の日常的な点検を行うことが重要です。あわせて、災害時に備えた、横断的な組織の連携強化も必要です。

<中央本部>

・**東日本、熊本、能登半島等大災害での経験や反省の情報を集約し、避難者が同じ苦勞をしないよう準備が出来るように、全国各地にしっかりと情報発信をします。**

・部会を通じて学校用務員を災害対応職員に位置づける必要性について議論し、情報発信します。

・学校用務員を災害対応職員と位置づけと研修の実施にむけ、省庁・国会対策を進めます。

<県本部・単組>

・学校の構造体・非構造部材の日常点検の実施にむけ、取り組みます。

・各自治体による学校防災組織への学校用務員の位置づけの明確化と、救急救命法や消火機器ならびに、防災備蓄物の取り扱いについての研修受講にむけ取り組みます。

・学校を熟知した学校用務員の視点を生かした、防災倉庫設備の充実にむけ取り組みます。

・学校避難所開設では、避難所運営の担当を担うべく行政の一員としての役割の明確化にむけ、取り組みます。

5. 活性化から職の確立、「新たな技能職」をめざすための政策実現に向けた取り組み

み

学校用務員は、児童生徒の視点に立ち学校教育環境の安心・安全を基本とした楽しい学校生活を支える取り組みを実践しています。これらの経験をもとに総合・生涯学習の支援や地域との連携、SC（スクールコミュニティ）への参画など新たな業務を提案し、それらの確立をめざす取り組みを進めています。

近年、各国で取り組みの広がりをみせる「持続可能な開発目標」（SDGS）の17項目のうち、「質の高い教育をみんなに」が挙げられ、て学校教育現場では、この項目以外にもさまざまな各項目の活動事例が見受けられます。教育機関に従事する職員の一人として「持続可能な開発目標」（SDGS）の達成にむけた活動を含め、新たな業務の確立にむけた取り組みが必要です。児童生徒や教職員をはじめ、地域住民との関わりをより一層強くし、学校用務員に求められる「新たな技能職」を確立して行かなければなりません。

＜中央本部＞

- ・活性化から職の確立、「新たな技能職」の取り組み事例を発信します。
- ・「新たな技能職」の確立にむけ集会等での職務の拡大や共同作業の必要性について発信します。

＜県本部・単組＞

- ・地域住民・保護者と学校、さらに自治体をつなぐ役割を果たすため、市民協働の実現にむけ取り組みます。
- ・職務研修につながる共同作業、グループ作業の実施・推進にむけ取り組みます。
- ・現場実態に応じた主任制度（リーダー制）の確立にむけ、取り組みます。
- ・学校におけるごみの分別・資源化の推進などに取り組みます。
- ・他職種と連携し、環境学習や食育などに参画します。
- ・学校内の職員会議などや必要に応じて打ち合わせに積極的に参加し、情報共有をはかります。
- ・業務の特徴を活かし、「総合的な学習の時間」に参画します。

6. 労働安全衛生の確立の取り組み

学校用務員の業務は多岐に渡るため、様々な業務を起因とする労働災害が発生し、特に高所作業での脚立や梯子からの転落による死亡事故の発生など重大災害に至っています。また、学校用務員の作業実態として、管理監督者がいないことが多いため、自らの安全を守るため危険予知トレーニング「KYT」と危険予知活動「KYK」の取り組みが重要です。

さらに業務内容によっては「特別教育」を必要とする工具などを取り扱うことがあるものの、未受講の状態で行うケースが見受けられるため、事業者責任のもと、労働安全衛生法で定められている「特別教育」の確実な実施にむけ取り組ま

なければなりません。あわせて、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」などが発出された際には、施行時期までに遅滞することなく、必要な教育や対策を講じていく必要があります。また、機材や工具に限らず、学校現場では薬剤やガソリンなどの危険物を扱っており、児童生徒等が誤って触れることのないよう、法律に基づき、適切に保管することが重要です。

学校用務員の安全衛生の確立にむけては、学校用務員自身の安全や災害防止だけでなく、児童生徒等の安全・安心にも直結する課題であることから、下記の取り組みを通じ、現場実態に応じたリスクアセスメントを実施していかなければなりません。

- ① 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」により、6.75mを超える作業や高さ2m以上で作業床を設けることが困難な場所で作業を行う場合はフルハーネス型の使用が義務付けられたことから、転落事故防止にむけ、法令遵守のもと、「高所作業時の墜落制止器具の着用」「ヘルメットの正しい着用と選択（飛来落下物用・墜落時保護用）」を行います。
- ② 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」の施行により、改めて熱中症の危険性を周知するとともに迅速かつ適切に対処できる体制づくりを求めます。
- ③ 学校の環境整備に伴い、用務員がチェーンソーや刈払機を使用する頻度が高く、他者を巻き込んだ重大事故の恐れもあります。また農薬や除草剤、ガソリンや灯油などを取り扱う事があるため、児童・生徒の安全確保のためにも労働安全衛生法第59条第3項が定める特別教育受講推進を進めます。
- ④ 生徒児童等の安全確保やシックスクール、事故防止のため、用務員が日常業務で使用する工具や薬剤等の適正な保管にむけ、作業室や保管庫等設置のための予算確保や補助の拡充を求めます。
- ⑤ 学校教育法施行規則第65条では「学校用務員は学校の環境整備その他用務に従事する」と明記されていることを踏まえ、労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することから、公務災害の防止にむけ、学校用務員の安全衛生管理要綱の策定を求めます。

<中央本部>

- ・危険な工具やガソリン・薬剤などの保管については、適切に管理されるよう、自治体への周知や予算措置にむけ、省庁・国会対策を進めます。

- ・すべての現場で特別教育の受講にむけ、自治体への周知徹底、予算確保にむけ、省庁・国会対策を進めます。

- ・一人職場や少人数職場となりやすい学校用務員職場の実態に加え、気候変動や定年引上げによる高年齢労働者の増加の観点から労働災害の防止、とりわけ熱中症対策の予算措置を進めます。

- ・安全管理要綱策定にむけ、省庁・国会対策を進めます。

・全治1ヵ月以上の重大災害が発生した場合は、「重大事故報告書（自治労書式）」の提出を求め、情報共有をはかり、再発防止にむけ取り組みます。

＜県本部・単組＞

- ・特別教育の受講にむけ、必要な予算確保に取り組みます。
- ・用務員室や作業室等での工具やガソリン・薬剤などの保管については、適切な保管対策が講じられるよう、取り組みを進めます。
- ・吹き付けアスベストや石綿が含有されている物品や原材料については、完全撤去にむけ、取り組みます。
- ・安全マニュアルの策定・充実にむけ、取り組みます。
- ・安全衛生規則第23条に基づき、月1回以上、安全衛生委員会を開催し、労働災害の撲滅に取り組みます。
- ・全ての現場で36協定の締結にむけ、取り組みます。
- ・働く者すべての健康を確保するため、熱中対策に取り組みます。

7. 定年引き上げに対する取り組み

2023年4月より定年引き上げが導入され、2年に1歳ずつ定年が引きあがることから、今後は65歳まで誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境の構築が必要です。学校用務職場では、少数での現場対応が多く、また高所での作業など危険を伴う業務も多いため、高齢者でも安全で安心して作業を行うことができる業務内容が求められます。これまで培ってきた技術・技能・経験を生かした人材育成などの研修の講師や個人の身体能力に応じた作業などを担っていくことが求められます。

また同じ仕事内容であるものの、60歳を超える職員の賃金水準が大幅に引き下げられているため、賃金改善を求めます。

＜中央本部＞

- ・部会を通じて現場実態を把握するとともに、全国の事例における高齢者の業務内容について発信します。
- ・賃金改善が見られた各都道府県の調査をもとに、どのようにして改善された取り組みを把握し、共有します。

＜県本部・単組＞

- ・各職場実態、個人に応じた業務を構築します。
- ・労働安全衛生法第62条（中高年齢者についての配慮）を踏まえた職場環境にむけ、労使一体となって取り組みます。

8. 感染症等に対する取り組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に講じてきた対策について、今後の新たな感染症対策として検証・分析していくことが求められます。また災害時における避難所運営は、従来とは異なる運用方法が必要とされ、避難所の受け入れ人数の制

限や感染症対策などが必要となります。

そのため、これまでの現場における経験を踏まえ、現場実態に応じた予防対策の策定や備品などの充実など、学校用務員としての知識を活かした意見反映が求められます。

<中央本部>

- ・感染防止に関する保護具等の確保と、それに対する予算措置を求めます。
- ・あらゆる感染症に対応するために、地方創生臨時交付金など自治体の裁量で活用のできる予算を講ずるよう求めます。

<県本部・単組>

- ・感染防止用品（マスク・アルコール消毒液など）などの確保にむけ、取り組みます。
- ・現場実態に応じた対策を迅速に取れる体制の構築をめざします。

9. DX に対する取り組み

文科省ではギガスクール構想により、小中学校の児童・生徒及び教員にタブレットが支給され授業や家庭学習などに利用される他、健康管理などにも活用されています。最近では職員会議や安全点検なども PC やタブレットを使用する学校も増え、ペーパーレスで脱炭素化を図る教育現場に変わってきています。

しかし、自治体によっては用務員にまで PC やタブレットの支給が行われていない学校があり、支給されていても新しいものは教員が使用し、中古の古いものを渡され、立ち上がりが極端に遅い、バッテリーの劣化により十分な活用ができないなどの現状があります。

用務員にもタブレットが支給されれば学校行事や用務員の日々の環境整備・修繕などのスケジュール管理が中学校区・エリア内でできるため、共同作業や研修の調整が容易になります。また業務日報などの保存・確認ができるほか、修繕個所の状態を写真で確認できるので、必要な材料、道具の判断、また指導・助言が現場に行かずとも可能になります。

またドローンを活用することで屋上や屋根、樋、ドレンの状態を安全に確認し対策を講じることが可能になります。

さらに、園芸や補修などの用務業務マニュアルを作って活用している自治体の用務業務においては、マニュアルをデジタル化することで常に最新のマニュアルに更新し共有することができ、印刷・差し替えの手間を省くことができます。一方、用務業務マニュアルが無い自治体でも修繕方法や修繕事例など動画や写真で残して共有できるので、用務員業務の技術・知識の継承にも繋がります。

用務員がより迅速に学校施設の危険個所や老朽化への対応ができるよう、また知識や技術の継承を繋げていけるようにできることから用務員業務の DX 化に取り組みます。

また、最近では学校に防犯カメラを設置する自治体も増えてきていますがカメラ

の数は十分ではありません。外で作業する事の多い用務員は防犯の一役を担っているだけでなく、休み時間に教室の外で活動する児童生徒のへの対応もします。いつもと違う様子など防犯カメラの映像と合わせて管理職と連携し防犯対策を進めていきます。

<本部>

PC・タブレットの予算化（定期的な入れ替え・廃棄費用含む）

他都市先進事例の発信

<県本部・単組>

各自治体の DX の活用状況の把握、情報共有